別紙１

令和９年度離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース実施事業者募集要領

１　趣旨

本要領は、青森県（以下「県」という。）が、「令和９年度に開講する離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース」（以下「訓練」という。）について、訓練の実施を希望する事業者を募集し、委託先としての要件を満たした事業者を選考することを目的とします。

選考された事業者については、訓練を所管する県の職業能力開発校において訓練の内容、日程、経費等の詳細を協議して整え、令和９年度において委託契約を締結するものとします。

２　訓練の内容

別紙２「令和９年度離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース仕様書」のとおり。

３　応募資格

要領別紙１「訓練の応募資格に関する事項」のとおり

４　応募方法

要領別紙２「令和９年度離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース提案書作成要領」に基づいて提案書を作成し、次のとおり提出してください。

募集コースの定員は、要領別紙３「令和９年度離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース計画」のとおりとします。

なお、提案書は、本要領に基づく手続きのためにのみ使用し、個人情報保護及び情報公開については県の関係条例に従い取り扱い、返却しないものとします。

（１）提出先

〒030-8570　青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県経済産業部 産業イノベーション推進課 職業能力開発グループ（県庁南棟４階）

TEL：017-734-9415

電子データの提出については、応募予定登録にて登録した電子メールアドレスに対し、ファイル転送サービスで案内しますので、案内に従い**令和８年１１月９日（月）正午**までに提出してください。

（２）提出部数

正本及び副本（正本の写し可）各１部及び電子データ

※電子データは上記でお知らせするファイル転送サービスで送信してください。

（３）提出期限

令和８年１１月９日（月）正午までに持参するか令和８年１１月６日（金）までに郵送必着となるように提出してください。

（４）応募予定登録

要領等の補足及び質問への回答に関する連絡を円滑に行うため、応募予定者は原則として令和８年１０月２６日（月）正午までに、下記の電子メールアドレスあてに、以下の項目について連絡してください。

① 事業者名

② 担当者所属・職・氏名

③ 連絡先（電話番号、電子メールアドレス、資料送付先住所）

④ 登録訓練科名（若しくは何を対象としたコースか）

応募予定登録先　E-mail：innovation@pref.aomori.lg.jp

（５）留意事項

① 応募に要する経費は、応募者負担となります。

② 必要に応じて、提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。

③ 提出された書類は、原則、県に対する情報公開の対象となります。

5　要領に関する質問

本要領に関する質問は、電子メールでのみ受け付けします。

質問の提出期限は、令和８年１０月２９日（木）正午までとし、質問及び回答は令和８年１０月３０日（金）までに、特段の事情がない限り県のホームページに掲載します。質問書の様式は任意としますが、件名を「令和９年度委託訓練事業者募集要領に係る質問」とし、以下の項目①～③を記載してください。

① 事業者名

② 質問者の所属、職、氏名

③ 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

質問事項メール先　E-mail：innovation@pref.aomori.lg.jp

6　審査方法及び審査結果通知

県において審査会を開催し、提案書の審査により訓練実施協議対象者を選考し、結果を令和８年１１月２４日（火）以降に通知します。

審査は、提案書の各記載項目について要件の充足、カリキュラム内容、就職支援等を評

点する方法により行います。なお、審査にあたり不明な点等についてのヒアリングや電子メール等による照会、補足資料などの提出を求める場合があります。

審査結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、御承知おきください。

7　契約

審査会において選定された事業者については、訓練を所管する県の職業能力開発校において訓練の内容、日程、経費等の詳細を協議して整え、令和９年度において委託契約を締結するものとします。

なお、提案書で提出した経費の積算額で契約となるとは限らず、協議して整えた具体的な契約内容に基づき、再度見積もりをお願いします。

8　その他

この事業は、「厚生労働省との協議が整うこと」及び「令和９年度青森県当初予算の成立」をもって実施されるものであり、現時点で実施が確定しているものではありませんが、令和９年度当初から訓練を開始できるように、訓練実施を希望する事業者を募集するものです。

そのため、当事業を実施しない場合や、内容等に変更があり得ることを御了知願います。

要領別紙１

訓練の応募資格に関する事項

「令和９年度に開講する離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース」（以下「訓練」という。）の応募資格は、次の要件をすべて満たす者とします。

1　別紙２「令和９年度離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース仕様書」において要件とする訓練を実施するために必要な施設及び設備を青森県（以下「本県」という。）内に有する者であること。

2　要領別紙２「令和９年度離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース提案書作成要領」において定める提案要件を満たしている者であること。

3　労働基準法、労働安全衛生法、職業能力開発促進法、雇用保険法その他訓練の実施に関わる関係法令を遵守している者であること。

4　個人情報の取り扱いにおいて、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利、利益を侵害することのないよう、その適正な管理を行うことができる者であること。

5　次のいずれにも該当する事実がないことを誓約し、求めに応じて証明できる者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により本県発注の一般競争入札への参加ができない者
（２）本県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者
（３）本県の県税（県民税、法人事業税、不動産取得税、地方消費税等）及び国税（所得税、法人税、消費税等）を滞納している者
（４）会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者
（５）宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体
（６）特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体
（７）暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体又は個人と関係を有する者
（８）離職者等再就職訓練事業その他の公共職業訓練事業を受託し、当該事業において不正行為の事実があり、これによる処分の通知を受けた日から５年を経過していない者

要領別紙２

令和９年度離職者等再就職訓練事業(委託訓練)長期高度人材育成コース提案書作成要領

令和９年度離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース（以下「訓練」という。）に係る提案書は、「令和９年度離職者等再就職訓練事業(委託訓練)長期高度人材育成コース仕様書」（以下「仕様書」という。）及び次の事項に留意して作成してください。

１　提案における要件及び留意事項

提案は、次に掲げる事項に留意して作成してください。

（１）訓練対象者

訓練の対象者は、次の要件を満たし公共職業安定所（以下「安定所」という。）を通じて訓練の受講指示等を受けた者のうち、県の職業能力開発校の選考に合格した者とする。

① 安定所に求職申込みを行い、安定所の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けている者

② 概ね５５歳未満の者（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。)。ただし、５５歳以上の者であっても、以下③～⑦の要件を満たす場合は、当該求職者の状況に応じて対象者として取り扱って差し支えない。

③ 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）

④ 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者

⑤ 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者

⑥ 安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者

⑦ 過去に当該訓練コース及び１年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校も含む）したことのない者

（２）訓練科

提案しようとする訓練科は、令和６年度までに委託訓練若しくは一般学生による修了の実績があり、次の①から④のいずれかに該当する職業訓練を行う課程とし、かつ、当該課程の修了生の就職実績が（３）就職率を満たすものとする。

① 公的職業資格のうち国家資格の取得を目標とするもの。
② 経済産業省により公表されている「IT スキル標準」レベル２相当以上の資格取得を目標とするもの。
③ 専修学校の専門課程であって、文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの。
④ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの。

（３）就職率

① 介護福祉士または保育士に係るコース

委託訓練を受託した実績のある者については、令和７年度修了者の**就職率**、若しくは令和６年度及び令和７年度修了者の**就職率**の平均が 80%以上であること。

委託訓練を受託した実績がない者については、令和７年度の一般卒業者の**就職率**、若しくは令和６年度及び令和７年度卒業者の**就職率**の平均が 80%以上であること。

② その他のコース

委託訓練を受託した実績のある者については、令和７年度修了者の**正社員※就職率**、若しくは令和６年度及び令和７年度修了者の**正社員※就職率**の平均が 80%以上であること。

委託訓練を受託した実績がない者については、令和７年度の一般卒業者の**正社員※就職率**、若しくは令和６年度及び令和７年度卒業者の**正社員※就職率**の平均が 80%以上であること。

※正社員とは「正社員・正職員」などと呼称される正規雇用労働者とする。また、公務員等（団体を含む。）に就職した場合も該当とする。

なお、この要件に該当しないため受託要件を満たせない場合でも、厚生労働省と協議して訓練の実施の可否を判断することになるので、応募は可能です。

（４）訓練期間

（２）訓練科の①及び②に該当する訓練科については、資格取得を修了要件とするため、訓練期間中に資格試験を受験することとし、訓練終了時に有資格者となったことを確認できる訓練期間を設定すること。なお、合否発表日を訓練期間に含めることとする。

（５）訓練実施体制

訓練の実施体制は、次の①又は②いずれかの体制により実施すること。

① 一般向けに開設している教育訓練の定員の一部に受講生を入校させ、同一環境下で実施する体制とするもの。
② 一般向け教育訓練と区分した、集合型により実施する体制とするもの。

（６）訓練スケジュール

原則として訓練実施体制が、一般向け教育訓練と同一環境による合同訓練の場合は、訓練カリキュラムや訓練時間は同一のものとすること。また、夜間、土日のみ訓練を実

施するものでないこと。

（７）委託業務の要件

仕様書に規定する要件を満たすこと。

（８）県が支払う委託費

県は、仕様書別紙６「委託費の算定方法」により算定した訓練実施経費及び定着支援費相当額を委託費として支払うものとする。

（９）提案書における経費の積算

経費は、上記（８）訓練実施経費に係る受講生１人当たりの月額単価（外税）を積算するものとし、当該積算資料及び応募者の施設において参考となる授業料等資料を添付するものとする。

経費の積算に当たっては、訓練に必要な経費を積み上げるものとする。なお、受講生本人の所有となるテキスト代、制服や実習服、国家資格等の受験料や行事費等は受講生本人の負担とし、積算に含めないことに留意する。

２　提出書類

次の書類について、正本及び副本（正本の写し可）各１部を作成し、提出してください。なお、様式は県のホームページからダウンロードできます。

（１）令和９年度離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コースについて（提案書の表紙）

（２）令和９年度離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース提案書

（３）提案書添付様式

様式１	訓練科提案趣意
様式２－１	訓練実施施設及び体制
様式２－２	要素別点検表
様式３	訓練カリキュラム
様式４	訓練講師名簿及び資格等
様式５	就職支援の体制及び実施内容
様式６－１	訓練実施経費積算書
様式６－２	受講生自己負担額積算書（テキスト等）
様式６－３	受講生自己負担額積算書（テキスト等以外）
様式７	令和９年度受講生募集案内
様式８－１	資格取得状況（一般学生、委託受講生）
様式８－２	就職状況（一般学生、委託受講生）
様式９	施設位置図及び施設概要図
様式１０	就職率等改善に係る検討書

※　その他添付資料がある場合は適宜追加してください。

要領別紙３

令和９年度離職者等再就職訓練事業（委託訓練）長期高度人材育成コース計画

【県全体】（令和９年度公共職業訓練（委託訓練）計画の目安数より）

地域	コース名	定員（人）	備考
	介護福祉士養成コース	10	
	保育士養成コース	25	
	その他のコース	31	
	計	66	

【管理校別内訳】

校名	コース名	定員（人）	備考
青森高等技術専門校	保育士養成コース	12	
	その他のコース	11	
弘前高等技術専門校	保育士養成コース	7	
	その他のコース	13	
八戸工科学院	介護福祉士養成コース	10	
	保育士養成コース	6	
	その他のコース	7	

※定員数については、青森労働局及び厚生労働省との協議や提案の応募状況により、変更する可能性があります。

また、実施コース数は提案の応募状況、訓練応募者状況等により決定します。